

平成 27 年 11 月 13 日

一般社団法人日本移植学会 御中

日本組織移植学会認定医制度発足について
— 貴学会(研究会)の移行措置に関わるご協力をお願い —

日本組織移植学会理事長 島崎修次
日本組織移植学会認定医委員会委員長 後藤満一

晩秋の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は日本組織移植学会の活動に関しまして多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

日本組織移植学会では、倫理的に正しい組織移植医療の健全な発展をめざし、組織提供者への敬愛の念を抱き、礼意を尊ぶ移植医療に係わる医師を養成し、各組織移植で共有すべき知識・技量の向上普及により組織移植医療の水準を向上させるという目的を達成するため、認定医制度の設立について検討してまいりました。そしてこのたび、本年 8 月の理事会決定を経て、「日本組織移植学会認定医制度」を発足させました。

本制度の発足に際しましては、移植医療にかかわる多くの学会・研究会のご指導・ご協力を賜りましたことに心より御礼申し上げます。

本制度におきましては、3 年間の移行措置期間を設けております。移行措置を適用させていただく関連学会・研究会は制度細則第 23 条に記載のとおりです。ぜひ、貴会におかれましても会員の先生方に組織移植認定医制度についてご周知いただき、本制度にご理解賜るとともに、3 年間の「移行措置」についてもご周知いただければ幸いに存じます。

皆様には、引き続き本制度の円滑な推進にご理解とご協力賜りたく、何卒宜しくお願い申し上げます。

日本組織移植学会事務局
HP <http://www.jstt.org/>
E-mail jstt@shunkosha.com
TEL 03-5291-6231
FAX 03-5291-2176

日本組織移植学会認定医制度規則

第1章 総則

第1条

この制度は、医療倫理を理解し実践することで組織移植医療の健全な発展をめざし、組織提供者への敬愛の念を抱き敬意を尊ぶ移植医養成を視野に入れ、各組織で共有すべき知識・技量の向上普及により組織移植医療の水準を向上させることで、国民の福祉に貢献することを目的とする。

第2条

日本組織移植学会は、前条の目的を達成するため、この規則により日本組織移植学会認定医（以下、認定医）を認定する。

第2章 認定医制度を運用する機関

第3条

日本組織移植学会は、認定医制度の運用に当たって日本組織移植学会認定医委員会（以下、認定医委員会）が業務を担当する。

第4条

認定医委員会は、認定医制度の運用全般についての管理を行い、本制度の運用に当たって生じた疑義を処理するとともに、認定医の認定審査と更新審査を行う。

第3章 認定医申請資格

第5条

認定医の認定を申請する者は、次の各項に定める資格、要件をすべて具備していなければならない。なお、認定医資格は臨床系（内科系・外科系等）および基礎系（薬学・再生医学・病理学・免疫学・倫理学等）医師に対して認定される。

- 1) 日本国の医師免許を有すること。
- 2) 申請時において日本組織移植学会の会員であり、会費を完納していること。
- 3) 組織移植医療に必要な経験と学識技術を修得し、組織提供推進の重要性を理解し、かつ医療倫理を遵守していること。臨床系の場合は、通算3年以上の組織移植医療の臨床修練を行っていること。基礎系の場合は3年以上の研究歴を持つこと。
 - ① 認定医：臨床系の場合 細則に定める移植症例の臨床経験および業績を必要とする。
 - ② 認定医：基礎系の場合 著者または共著者である移植に関する論文または学会抄録3編以上。
- 4) 5年以内に日本組織移植学会総会・学術集会に1回以上の参加、かつ日本組織移植学会認定医セミナーに1回以上の参加があり、かつ通算1年以上日本組織移植学会会員であること。
- 5) 評議員による推薦。

第4章 認定医の認定

第6条

認定医の認定を申請する者は、細則に定める申請書類と認定審査料を認定医委員会に提出しなければならない。

第7条

認定医委員会は、毎年1回、認定医申請者に対して認定審査を行う。

第8条

認定医委員会は、審査の結果を理事長に報告する。

第9条

理事長は、認定医委員会の報告にもとづき、理事会の議を経て、認定審査の合格者を認定医として登録し認定医認定証を交付する。

第10条

認定医認定証の交付を受ける者は、別に定める認定登録料を納付しなければならない。

第11条

認定医認定証の有効期間は、交付の日より5年とする。

第5章 認定医の更新

第12条

認定医は、認定医取得後5年毎にこれを更新しなければならない。認定医の更新を申請する者は、次の各項に定める資格をすべて具備していなければならない。

- 1) 日本国の医師免許を有すること。
- 2) 申請時において日本組織移植学会の会員であり、会費を完納していること。認定医更新資格は臨床医(内科系・外科系等)および基礎系医師(薬学・再生医学・病理学・免疫学・倫理学等)として必要な経験と学識技術を所持し、かつ医療倫理を遵守していること。
- 3) 5年間に日本組織移植学会総会・学術集會に2回以上の参加かつ日本組織移植学会認定医セミナーに2回以上の参加があること。

第13条

認定医の更新を申請する者は、細則に定める更新申請書類と更新審査料を認定医制度委員会に提出しなければならない。

第14条

認定医委員会は、毎年1回、認定医更新申請者に対して更新審査を行う。

第15条

認定医委員会は、審査の結果を理事長に報告する。

第16条

理事長は、認定医委員会の報告にもとづき、理事会の議を経て、更新審査の合格者の登録を更新し認定医認定証を交付する。

第 17 条

認定医認定証の交付を受ける者は、別に定める更新登録料を納付しなければならない。

第 18 条

海外留学、病気その他認定医委員会が妥当と認める理由があれば、その間その個人につき本制度の適応は留保し、その期間は次回更新期間から差し引かれる。なお、留保期間中は認定医資格を有するものとする。更新留保は、更新期日までに文書で認定医委員会に申請しなければならない。

第6章 認定医資格の喪失と回復

第 19 条

認定医は、次の各項の理由により、その資格を喪失する。

- 1) 認定医の資格を辞退したとき
- 2) 日本組織移植学会会員資格を喪失したとき
- 3) 認定医の更新をしなかったとき

資格喪失の手続きとして、当該者の弁明の機会を経てから喪失を決定する。資格喪失の決定に際して、当該者は合同委員会に不服の申し立てができる。

第 20 条

認定医の更新審査にて不合格となった者は、その認定医資格を2年間保留とする。その間に、所定の手続により更新審査に合格しない者は、認定医委員会および理事会の議決により認定を喪失する。

第 21 条

認定医としてふさわしくない行為のあったときや、申請書類に虚偽の記載があることが判明したときは、認定医委員会および理事会の議決によって認定を取消することができる。

第 22 条

1. やむを得ない事情により取り消された認定医の資格は合同委員会の議を経て、復活を認める事ができる。ただし、連続して5年以上組織移植医としての実務を離れた場合は再申請による復活はできないものとする。
2. 前第 21 条によって認定医の資格を取り消された者は原則として5年間、再申請する事を認めない。

第7章 附則

第 23 条

この規則は、平成 27 年 7 月 2 日から施行する。

第 24 条

この規則は、認定医委員会および理事会の議決を経なければ変更、もしくは廃止することができない。この規則を施行するため、別に細則を定める。

日本組織移植学会認定医制度細則

第1章 運営

第1条

日本組織移植学会認定医制度規則の施行に当たり、規則に定めた以外の事項については、施行細則の規定に従うものとする。

第2章 日本組織移植学会認定医委員会

第2条

日本組織移植学会認定医委員会(以下、認定医委員会)の委員数は、理事会で定める各移植臓器、研究領域毎に各領域若干名(1名以上)とする。

第3条

認定医委員会の委員の任期は2年とし、再任をさまたげない。ただし引き続いて6年を超えることはできない。

第4条

認定医委員会の委員長は、理事長が指名する。

第5条

認定医委員会の委員は、認定医委員会の委員長が評議員の中から選任し、理事長の承認を得る。委員長は認定医委員会の委員の中から副委員長を指名することができる。

第6条

認定医委員会の委員に欠員を生じたときは、認定医委員会の委員長が委員の補充を行い、理事長の承認を得る。補充によって選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条

認定医委員会は、定員の2分の1以上の委員の出席を要し、議決は出席者の過半数によって行う。可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

第8条

認定医委員会の委員は、業務上入手した会員に関する一切の情報を守秘する義務がある。

第9条

認定医制度の事務は、日本組織移植学会事務局または委託された機関において行う。

第3章 認定医申請に必要な臨床経験

第10条

認定医：臨床系の認定医申請には領域別に以下の組織移植に関わる業務の臨床経験（最低でも3例）および業績数を必要とする。

1) 臨床経験

- ① 皮膚
- ② 心臓弁

- ③大血管・末梢血管
- ④骨・靭帯
- ⑤臍島
- ⑥気管・気管支
- ⑦網膜
- ⑧羊膜

(臨床経験は、組織移植手術、ドナー組織摘出手術、ドナー管理、組織プロセッシング・保存、組織バンク業務の経験、および内科医としての移植患者の術前・術後管理経験などを全て含む。また、初期研修期間の臨床経験は含まない)

- ⑨移植術前または術後の精神科コンサルテーション

2)業績

著者または共著者である移植に関する論文または学会抄録 3 編以上、又は本学会学術総会での第 1 著者としての学会抄録 1 編以上。

第4章 認定医申請書類

第 11 条

認定医の認定を申請する者は、次の各項に定める申請書類を認定医委員会に提出しなければならない。

- 1) 認定医認定申請書 (様式 1)
- 2) 履歴書 (様式 2)
- 3) 医師免許証 (写)
- 4) 診療・研究実績
(認定医：臨床系・精神科・その他の領域の場合、様式3、様式4)
(認定医：基礎系の場合、様式4)
- 5) 修練施設表および在籍証明書 (様式 5)
- 6) 推薦書 (様式 6)
- 7) 日本組織移植学会総会・学術集会参加証あるいはそれを証明する記録
(1 枚、コピーでも可；様式7-1)
- 8) 日本組織移植学会認定医セミナー参加証あるいはそれを証明する記録
(1枚、コピーでも可；様式7-2)
- 9) 認定医審査料の振込みを証明する記録 (様式 8)

第5章 更新申請書類

第 12 条

認定医の更新を申請する者は、認定医の有効期間満了の年度内に、次の各項に定める申請書類を認定医委員会に提出しなければならない。

- 1) 日本組織移植学会 認定医更新申請書 (様式9)
- 2) 日本組織移植学会学術集会参加証あるいはそれを証明する記録
(2枚、コピーでも可; 様式10-1)
- 3) 日本組織移植学会総会教育セミナー参加証あるいはそれを証明する記録
(2枚、コピーでも可; 様式10-2)
- 4) 認定医更新審査料の振込みを証明する記録 (様式11)
満65歳以上の認定医については、第6章第13条の更新審査料を免除する。

第6章 審査料および登録料

第13条

審査料は、次の如くである。また、審査料は申請時に先に振り込むものとする。

認定審査料 20,000円

更新審査料 10,000円

別記の関連学会認定医または専門医資格などを有し、移行措置により認定医資格を取得する場合は認定審査料を10,000円とする。

第14条

既納の審査料は返却しない

第15条

登録料は、次の如くである。また、登録料は事務局からの通知に従い振り込むものとする。

認定登録料10,000円

更新登録料10,000円

別記の関連学会認定医または専門医資格などを有し、移行措置により認定医資格を取得する場合は認定登録料を10,000円とする。

第16条

既納の登録料は、返却しない。

第7章 申請の時期および申請先

第17条

認定医委員会は、認定医の認定および更新を申請する時期、その他について、実施6ヵ月前に公示する。

第18条

申請先および手数料送金先は、日本組織移植学会事務局とする。

第19条

すべての審査は、その年度内に完了しなければならない。

第8章 附則

第20条

この細則は、平成27年7月2日より施行する。

第21条

この細則は認定医委員会の議決を経て、かつ、理事会の承認を得なければ変更できない。

第22条

この細則の実施に関して生ずる疑義については認定医委員会の審議によって決定するものとする。

第9章 日本組織移植学会認定医移行措置

現在まで移植の臨床に携わり、第9章第23条1)の資格を有するものは、施行日から平成29年12月31日までの間、移行措置の手続きにより日本組織移植学会認定医の資格を与える。

第23条

移行措置を申請するにあたり、認定医の認定を申請する者は、1)～5)の各項に定める資格をすべて具備していなければならない。

1) 卒後6年以上で以下のいずれかの資格がある。(要証書(写))

A. 総合学会

- 日本内科学会認定医または専門医
- 日本外科学会認定医または指導医、外科専門医
- 日本麻酔科学会専門医
- 日本救急医学会専門医
- 日本移植学会認定医
- 日本集中治療学会専門医

B. 皮膚移植関係

- 日本皮膚科学会皮膚科専門医
- 日本形成外科学会専門医
- 日本熱傷学会熱傷専門医

C. 膵島移植関係

- 日本消化器病学会専門医
- 日本消化器外科学会専門医
- 日本肝胆膵外科学会高度技能専門医
- 日本糖尿病学会専門医

D. 心臓弁・血管移植関係

- 心臓血管外科専門医
- 日本胸部外科学会認定医、指導医

日本循環器学会専門医

E. 骨・靭帯関係

日本整形外科学会整形外科専門医

F. 網膜・羊膜関係

日本眼科学会眼科専門医

日本角膜学会角膜専門医

G. 検査系学会

日本病理学会専門医

日本臨床検査医学会専門医

H. その他移植医療に関わる関係学会、研究会など

個別に認定医委員会で検討し理事会で承認の手続きを経て認められた専門医などの資格

2) 日本組織移植学会会員であり会費を完納していること。日本組織移植学会に入会していない者は入会して会費を納入すること

3) 職歴

移行措置による認定医申請には領域別に以下の組織移植臨床経験症例数（最低でも3例）および業績数を必要とする。

認定医：臨床系の臨床経験

① 皮膚

② 心臓弁

③ 大血管・末梢血管

④ 骨・靭帯

⑤ 膵島

⑥ 気管・気管支

⑦ 網膜

⑧ 羊膜

（臨床経験は、組織移植手術、ドナー組織摘出手術、ドナー管理、組織プロセッシング・保存、組織バンク業務の経験、および内科医としての移植患者の術前・術後管理経験などを全て含む。また、初期研修期間の臨床経験は含まない）

⑨ 移植術前または術後の精神科コンサルテーション

基礎移植医の場合（薬学、再生医学、病理学、免疫学、倫理学等）：著者または共著者である移植に関する論文または学会抄録3編以上。

4) 評議員による推薦。

5) 認定医資格期限5年（要更新）。

6) 移行期間は施行日から平成29年12月31日までとする。

上記に該当する医師は認定医委員会で書類審査を行い、日本組織移植学会の認定医の資格を与える。なお日本組織移植学会の現評議員は職歴、推薦書および移植関連の業績を必要としない。

提出書類

- 1) 認定医認定申請書（様式 1）
- 2) 履歴書（様式 2）
- 3) 医師免許証（写）
- 4) 移行措置に定めた学会の認定医または専門医、指導医等の証書（写）
- 5) 診療・研究実績
（認定医：臨床系、精神科・その他の領域の場合、様式 3、様式 4）
（基礎移植医の場合、様式 4）
- 6) 修練施設表および在籍証明書（様式 5）
- 7) 推薦書（様式 6）
- 8) 移行措置による認定医審査料の振込みを証明する記録（様式 12）